

亀山市健康まちづくり計画

Kameyama Wellness Design Plan 2023



三重県亀山市

令和5年3月



亀山市健康まちづくり計画の策定にあたって



新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、これまでの働き方や生活様式などが見直されるなど私たちを取り巻く生活環境や、人々の感染症や健康に対する認識にも大きな変化をもたらし、ニューノーマルの定着が進む中、令和5年5月の新型コロナの5類移行を契機として、これまで停滞していた交流や様々な活動の活性化など、新たなステージへの移行が進むと予想されます。

本市は、「健康を都市の機能のすべてで守る」という世界保健機関（WHO）が提唱する『健康都市』の考え方に賛同し、平成22年7月に健康都市連合へ加盟するとともに、市の最上位計画である「第2次亀山市総合計画」において、将来都市像を「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」として定め、健康都市の実現を市政運営の根幹としています。

こうした中、健康都市の実現に向けて、本市の健康・医療の分野における施策の方向などを示すものとして本年3月に「亀山市健康まちづくり計画」を策定いたしました。

本計画においては、基本理念を「みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま」と定め、その実現に向けて「健康都市の推進」・「健やかな生活習慣の定着」・「疾病予防と重症化予防の推進」・「地域医療体制の充実」・「感染症対策の推進」の5つの施策大綱を掲げ、様々な取り組みを計画的に進めることとしています。

また、幼年期から高年期までのライフステージに応じた施策を分類・整理することで、生涯を通じた健康づくりに関する様々な施策を体系的に示しています。

今後、本計画に基づき、健康都市の実現に向けて、新たなステージへの展開を図る取組を効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、様々な場面でご協力をいただきました関係者の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和5年3月

亀山市長

A handwritten signature in black ink, reading 'Arai Shigeaki' (阿部 義之).

目次

第1章 はじめに

1 計画の概要	1
---------	---

第2章 健康・医療に関する現状

1 健康・医療に関する社会的な変化	4
2 亀山市の健康・医療に関する統計的な状況	10
3 健康・医療に関する市民意識の状況	26
4 これまでの成果と課題	35

第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念	40
2 基本理念の実現に向けた大綱とその体系	41

第4章 施策の展開

1 健康都市の推進	44
2 健やかな生活習慣の定着	48
3 疾病予防と重症化予防の推進	54
4 地域医療体制の充実	60
5 感染症対策の推進	66

第5章 ライフステージ別に応じた取り組み

幼年期（0～4歳）	71
少年期（5～14歳）	72
青年期（15～24歳）	73
壮年期（25～44歳）	74
中年期（45～64歳）	75
高年期（65歳～）	76

第6章 計画の推進にあたって

計画の推進体制	77
---------	----

資料編

策定経過	80
関係規程	81
食と健康・医療に関するアンケート結果	82
用語集	93

第1章 はじめに

I 計画の概要

(1) 計画策定の背景

本市は、「健康を都市の機能のすべてで守る」という世界保健機関(WHO)が提唱する「健康都市」の考え方に賛同し、平成22年に健康都市連合(Alliance for Healthy Cities)に加盟しました。この考えのもと、健康都市「かめやま」の実現に向けて、市民が住み慣れた地域で健康に暮らし続け、安心して医療が受けられるよう、健康づくりから医療分野における施策の総合的な展開や、生涯を通じて健康・医療の支援を切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの視点に立ち、地域の実情に応じた施策など、様々な施策に取り組んでいます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大からポストコロナ時代へと移行が進むなど、市民の心身の健康を取り巻く環境は変化し続けています。

こうした状況を踏まえ、改めて本市の進める健康都市政策を見つめ直し、新たなステージへの展開を志向するものとして、本計画を策定するものです。

(2) 計画期間

本計画は令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。ただし、社会経済状況が大きく変化した場合などには、必要に応じて改定を行うものとします。

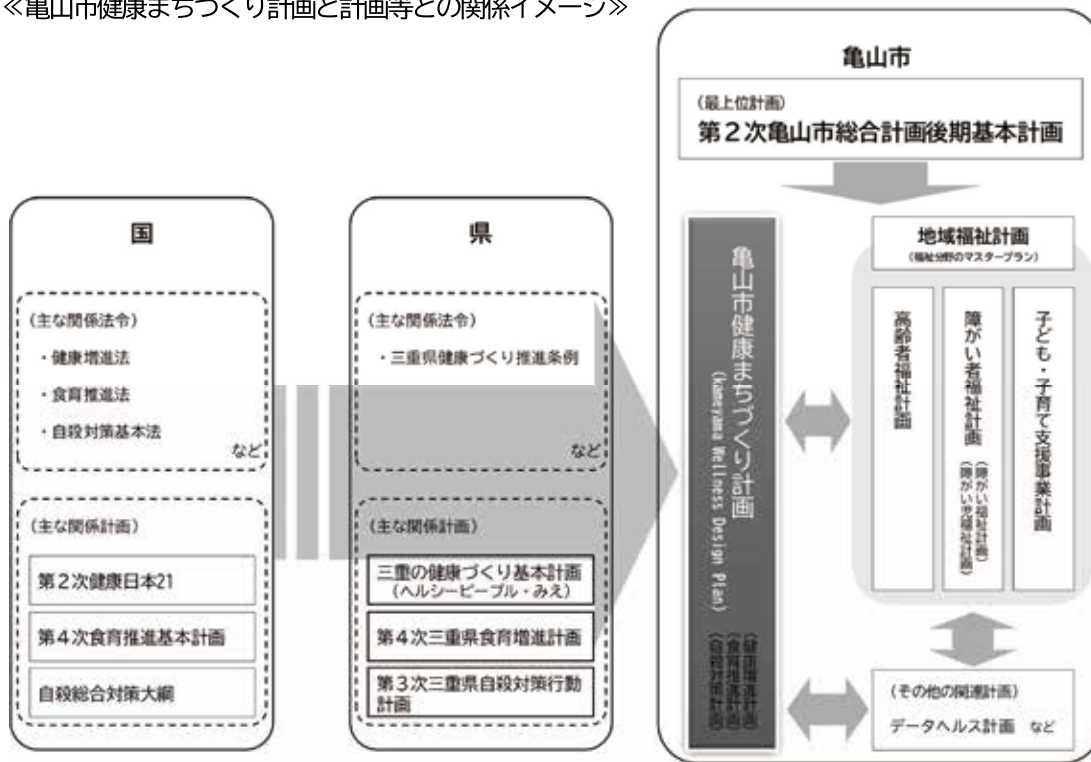
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合計画	前期基本計画		後期基本計画				第3次 計画
健康まちづくり計画	前計画 (亀山市健康・医療推進計画)			亀山市健康まちづくり計画 (kameyama Wellness Design Plan)			

(3) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する自殺対策について定める「自殺対策計画」を一体的に整理して策定します。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画を上位計画として、健康・医療分野における分野別計画として、その内容との整合させつつ、補完・具現化を図ります。

なお、今回の計画策定において、健康を幅広く捉えて、都市全体での健康づくりを進める「健康都市」の観点を踏まえた計画とすることから、計画の名称を従来の「亀山市健康・医療推進計画」から、「亀山市健康まちづくり計画(Kameyama Wellness Design Plan)」に改めます。

《亀山市健康まちづくり計画と計画等との関係イメージ》



(4) SDGsとの関係整理

国連サミットにおいて2015年(平成27年)9月に採択された「持続可能な開発目標—SDGs (Sustainable Development Goals)」は、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。

本計画の策定においては、SDGsの理念を踏まえ、施策との関連性をアイコン表示によりわかりやすく示すこととします。

